

平成23年度第2回

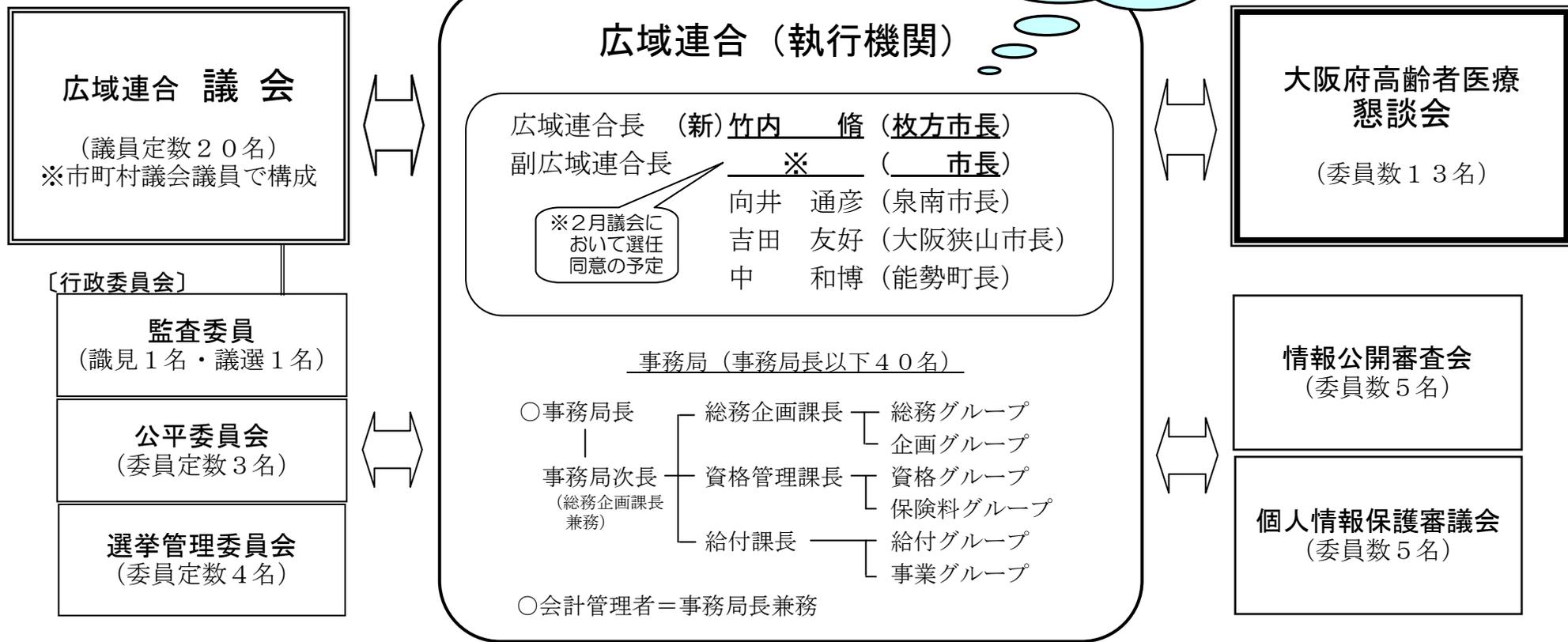
大阪府高齢者医療懇談会《資料》

*** 目 次 ***

(1) 広域連合の新体制について	
○ 大阪府後期高齢者医療広域連合組織の概要	・・・ 1
(2) 制度施行状況について	
○ 被保険者数と保険料収納率の推移について	・・・ 2
○ 平成23年度市町村別保険料収納率	・・・ 3
○ 市町村別短期証交付件数の推移について	・・・ 4
○ 全国の広域連合における保険料率 (平成20年度・21年度及び平成22年度・23年度)	・・・ 5
○ 全国の被保険者数の推移(厚生労働省事業月報より)	・・・ 6
○ 医療給付費の年度別比較	・・・ 7
○ 平成23年度健康診査受診状況	・・・ 9
○ 平成22年度全国健診受診率	・・・ 10
○ ジェネリック医薬品(後発医薬品)差額通知について	・・・ 11
(3) 高額療養費の外来診療現物給付化について	
○ 高額療養費の外来診療現物給付化について	・・・ 12
(4) 平成24・25年度保険料改定について	
○ 後期高齢者医療制度における第3期(平成24・25年度)保険料率 の算定方法の概要等	・・・ 13
○ 平成24年度及び25年度の保険料率の増加抑制について	・・・ 14
○ 保険料の賦課限度額の改定について	・・・ 15
○ (参考)年間保険料額	・・・ 17
(5) 第二次広域計画の作成について	
○ 第二次広域計画の作成について	・・・ 19
○ 第二次広域計画(案)	

大阪府後期高齢者医療広域連合組織の概要

平成23年12月
新広域連合長就任



広域連合は、地方自治法第284条第3項及び高齢者の医療の確保に関する法律第48条の規定により、後期高齢者医療の事務を処理するために設立。

◎設立年月日：平成19年1月17日

◎構 成 員：府内全市町村

(広域連合の所在地)

〒540-0028

大阪府中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通FNビル8階

電 話 06-4790-2029 F A X 06-4790-2030

ホームページ <http://www.kouikirengo-osaka.jp/>

○ 被保険者数と保険料収納率の推移について

被保険者数

(単位：人)

		被保険者数	増減数(対前年)	20年4月との比較(%)
平成20年	4月末	723,702		
平成21年	4月末	755,953	32,251	104.46
平成22年	4月末	790,458	34,505	109.22
平成23年	4月末	828,471	38,013	114.48
	12月末	846,778	-	117.01

(内訳)

(単位：人)

		75歳以上被保険者数		65歳以上75歳未満被保険者数	
		被保険者数	増減数(対前年)	被保険者数	増減数(対前年)
平成20年	4月末	695,662		28,040	
平成21年	4月末	729,678	34,016	26,275	-1,765
平成22年	4月末	766,049	36,371	24,409	-1,866
平成23年	4月末	806,232	40,183	22,239	-2,170
	12月末	825,342	-	21,436	-

保険料収納率

	保険料収納率	増減数(対前年)
平成20年度	98.40%	
平成21年度	98.56%	0.16%
平成22年度	98.78%	0.22%

(調定額と収納額)

(単位：円)

	調定額	収納額
平成20年度	58,739,480,623	57,799,571,781
平成21年度	60,171,938,720	59,304,409,186
平成22年度	64,561,650,168	63,776,952,143

○ 平成23年度 市町村別保険料収納率

(平成23年11月分まで)

	普通徴収			特徴	合計		前年同時期 収納率
	調定額	収納額	収納率		収納額	収納率	
大阪市	4,670,542,701	4,441,991,632	95.11%	6,592,024,187	11,034,015,819	97.97%	97.68%
堺市	1,404,867,312	1,367,006,009	97.30%	2,591,640,497	3,958,646,506	99.05%	98.61%
岸和田市	291,250,108	280,890,313	96.44%	610,526,016	891,416,329	98.85%	98.57%
豊中市	971,205,470	936,434,952	96.42%	1,274,935,130	2,211,370,082	98.45%	97.64%
池田市	280,259,023	271,520,852	96.88%	398,803,330	670,324,182	98.71%	98.66%
吹田市	903,166,459	881,495,645	97.60%	1,002,143,196	1,883,638,841	98.86%	98.69%
泉大津市	108,623,129	105,668,068	97.28%	188,053,592	293,721,660	99.00%	98.93%
高槻市	739,065,837	718,994,658	97.28%	1,403,360,919	2,122,355,577	99.06%	98.86%
貝塚市	123,076,030	118,653,576	96.41%	239,895,053	358,548,629	98.78%	98.47%
守口市	233,448,230	223,715,124	95.83%	381,399,981	605,115,105	98.42%	98.15%
枚方市	803,478,885	779,007,819	96.95%	1,240,575,827	2,019,583,646	98.80%	98.35%
茨木市	557,055,527	547,403,923	98.27%	798,040,080	1,345,444,003	99.29%	99.16%
八尾市	568,236,172	550,592,168	96.89%	748,093,472	1,298,685,640	98.66%	98.26%
泉佐野市	149,415,511	143,581,784	96.10%	273,836,818	417,418,602	98.62%	98.22%
富田林市	237,192,036	230,318,758	97.10%	403,708,222	634,026,980	98.93%	98.59%
寝屋川市	516,391,098	501,242,909	97.07%	540,843,818	1,042,086,727	98.57%	98.38%
河内長野市	215,445,881	209,948,955	97.45%	497,221,777	707,170,732	99.23%	99.17%
松原市	228,339,612	224,070,981	98.13%	324,842,137	548,913,118	99.23%	98.42%
大東市	181,205,185	172,928,819	95.43%	273,925,218	446,854,037	98.18%	97.67%
和泉市	240,926,915	235,491,452	97.74%	416,296,605	651,788,057	99.17%	98.61%
箕面市	379,748,706	367,915,689	96.88%	403,736,809	771,652,498	98.49%	98.46%
柏原市	108,185,263	103,885,538	96.03%	209,210,272	313,095,810	98.65%	98.06%
羽曳野市	242,689,916	235,554,606	97.06%	377,046,582	612,601,188	98.85%	98.11%
門真市	224,321,087	213,821,209	95.32%	260,604,264	474,425,473	97.83%	97.71%
摂津市	151,500,840	146,659,152	96.80%	195,637,697	342,296,849	98.61%	98.23%
高石市	109,780,877	107,392,629	97.82%	217,804,813	325,197,442	99.27%	99.01%
藤井寺市	121,418,349	116,335,394	95.81%	240,296,272	356,631,666	98.59%	98.86%
東大阪市	937,196,398	882,418,239	94.16%	1,239,726,068	2,122,144,307	97.48%	96.87%
泉南市	84,105,895	80,828,725	96.10%	177,896,521	258,725,246	98.75%	97.82%
四條畷市	89,567,460	87,474,708	97.66%	126,428,676	213,903,384	99.03%	98.54%
交野市	160,119,759	156,210,409	97.56%	235,824,778	392,035,187	99.01%	98.44%
大阪狭山市	126,981,296	118,044,615	92.96%	206,963,325	325,007,940	97.32%	97.68%
阪南市	69,251,009	67,613,367	97.64%	182,226,288	249,839,655	99.35%	99.53%
島本町	57,854,102	56,337,597	97.38%	110,742,760	167,080,357	99.10%	98.89%
豊能町	49,288,896	48,181,374	97.75%	106,821,577	155,002,951	99.29%	99.15%
能勢町	16,867,850	16,233,009	96.24%	45,787,096	62,020,105	98.99%	99.19%
忠岡町	33,396,602	31,683,226	94.87%	51,048,298	82,731,524	97.97%	98.06%
熊取町	64,695,363	63,996,312	98.92%	108,968,831	172,965,143	99.60%	99.44%
田尻町	11,333,315	10,861,513	95.84%	23,849,020	34,710,533	98.66%	97.98%
岬町	28,345,756	27,707,903	97.75%	81,334,218	109,042,121	99.42%	99.03%
太子町	23,815,291	22,949,840	96.37%	39,424,679	62,374,519	98.63%	97.71%
河南町	37,847,837	37,012,130	97.79%	51,181,230	88,193,360	99.06%	98.82%
千早赤阪村	8,685,665	8,685,665	100.00%	23,403,849	32,089,514	100.00%	99.89%
合計	16,560,188,653	15,948,761,246	96.31%	24,916,129,798	40,864,891,044	98.53%	98.17%

※ 集計内容 普通徴収＝第1～5期・現年度随時・過年度随時 特徴＝第1～4期分
 ※ 1月5日に標準システム内データを集計処理しております。
 ※ 小数点第3位四捨五入

○ 市町村別短期証交付件数の推移について

(単位:人)

項番	市町村名	短期証交付者数 (H23.8.1現在)	短期証交付者数 (H24.1.4現在)	(参考)被保険者数 (H23.12月末現在)
1	大阪市	2,242	1,815	265,132
2	堺市	347	248	80,394
3	岸和田市	91	67	20,148
4	豊中市	286	216	37,853
5	池田市	58	40	10,828
6	吹田市	140	116	31,720
7	泉大津市	35	27	6,905
8	高槻市	122	81	35,732
9	貝塚市	35	29	8,823
10	守口市	81	64	14,647
11	枚方市	196	152	35,217
12	茨木市	59	47	22,328
13	八尾市	145	103	26,319
14	泉佐野市	62	51	10,180
15	富田林市	18	15	12,222
16	寝屋川市	163	104	21,361
17	河内長野市	30	28	12,607
18	松原市	25	16	12,318
19	大東市	85	76	10,499
20	和泉市	35	23	14,610
21	箕面市	75	70	11,798
22	柏原市	41	32	6,969
23	羽曳野市	52	47	12,133
24	門真市	42	35	10,784
25	摂津市	34	25	6,471
26	高石市	24	14	6,290
27	藤井寺市	33	28	6,773
28	東大阪市	334	250	46,498
29	泉南市	33	29	6,151
30	四條畷市	2	3	4,468
31	交野市	16	17	6,816
32	大阪狭山市	29	22	5,426
33	阪南市	6	4	5,677
34	島本町	9	7	2,889
35	豊能町	8	7	2,668
36	能勢町	6	4	1,753
37	忠岡町	15	11	1,984
38	熊取町	2	2	3,672
39	田尻町	4	4	871
40	岬町	5	3	2,544
41	太子町	6	5	1,397
42	河南町	2	3	2,007
43	千早赤阪村	0	0	896
	合 計	5,033	3,940	846,778

○ 全国の広域連合における保険料率
(平成20年度・21年度及び平成22年度・23年度)

	広域連合	平成20年度・21年度		平成22年度・23年度	
		均等割額 (円)	所得割率 (%)	均等割額 (円)	所得割率 (%)
1	北海道	43,143	9.63	44,192	10.28
2	青森県	40,514	7.41	40,514	7.41
3	岩手県	35,800	6.62	35,800	6.62
4	宮城県	38,760	7.14	40,020	7.32
5	秋田県	38,426	7.12	38,925	7.18
6	山形県	37,300	6.85	38,400	7.12
7	福島県	40,000	7.45	40,000	7.60
8	茨城県	37,462	7.60	37,462	7.60
9	栃木県	37,800	7.14	37,800	7.18
10	群馬県	39,600	7.36	39,600	7.36
11	埼玉県	42,530	7.96	40,300	7.75
12	千葉県	37,400	7.12	37,400	7.29
13	東京都	37,800	6.56	37,800	7.18
14	神奈川県	39,860	7.45	39,260	7.42
15	新潟県	35,300	7.15	35,300	7.15
16	富山県	40,800	7.50	40,800	7.50
17	石川県	45,240	8.26	45,240	8.26
18	福井県	43,700	7.90	43,700	7.90
19	山梨県	38,710	7.28	38,710	7.28
20	長野県	35,787	6.53	36,225	6.89
21	岐阜県	39,310	7.39	39,310	7.39
22	静岡県	36,000	6.84	36,400	7.11
23	愛知県	40,175	7.43	41,844	7.85
24	三重県	36,758	6.79	36,800	6.83
25	滋賀県	38,175	6.85	38,645	7.18
26	京都府	45,110	8.29	44,410	8.68
27	大阪府	47,415	8.68	49,036	9.34
28	兵庫県	43,924	8.07	43,924	8.23
29	奈良県	39,900	7.50	40,800	7.70
30	和歌山県	43,375	7.92	42,649	7.91
31	鳥取県	41,592	7.75	40,773	7.71
32	島根県	39,670	7.35	39,670	7.35
33	岡山県	43,500	7.89	44,000	8.55
34	広島県	40,467	7.14	41,791	7.53
35	山口県	47,272	8.71	46,241	8.73
36	徳島県	40,774	7.43	43,990	8.03
37	香川県	47,700	8.98	47,200	8.81
38	愛媛県	41,659	7.85	41,227	7.84
39	高知県	48,569	8.88	48,931	8.94
40	福岡県	50,935	9.24	52,213	9.87
41	佐賀県	47,400	8.80	47,400	8.80
42	長崎県	42,400	7.80	42,400	7.80
43	熊本県	46,700	8.62	47,000	9.03
44	大分県	47,100	8.78	47,100	8.78
45	宮崎県	42,800	7.95	42,500	7.55
46	鹿児島県	45,900	8.63	45,900	8.63
47	沖縄県	48,440	8.80	48,440	8.80

※平成22年3月30日付け厚生労働省公表数値。

○ 全国の被保険者数の推移（厚生労働省事業月報より）

	平成20年4月末			平成21年4月末			平成22年4月末			平成23年4月末			平成20年 4月末と 平成23年 4月末との 比較 (%)
	被保険者数 (人)			被保険者数 (人)			被保険者数 (人)			被保険者数 (人)			
	計	75歳以上	65歳以上 75歳未満の 障害認定者										
全 国 計	13,074,736	12,544,747	529,989	13,487,118	13,002,875	484,243	13,921,873	13,472,283	449,590	14,366,555	13,953,820	412,735	109.88
北 海 道	616,330	578,975	37,355	637,434	600,938	36,496	659,894	624,641	35,253	681,914	648,193	33,721	110.64
青 森 県	167,475	157,180	10,295	173,801	164,029	9,772	179,496	170,100	9,396	184,815	175,901	8,914	110.35
岩 手 県	184,445	175,735	8,710	188,901	181,041	7,860	194,474	187,321	7,153	198,089	191,737	6,352	107.40
宮 城 県	248,557	239,209	9,348	255,528	247,229	8,299	263,683	256,280	7,403	267,031	260,531	6,500	107.43
秋 田 県	168,065	160,706	7,359	172,067	165,621	6,446	176,066	170,263	5,803	180,558	175,387	5,171	107.43
山 形 県	176,605	168,592	8,013	179,998	172,521	7,477	183,481	176,637	6,844	186,353	180,155	6,198	105.52
福 島 県	263,496	251,727	11,769	270,225	258,916	11,309	276,212	265,342	10,870	279,813	269,721	10,092	106.19
茨 城 県	301,037	287,333	13,704	309,741	295,845	13,896	318,054	304,280	13,774	327,147	313,794	13,353	108.67
栃 木 県	208,056	199,066	8,990	213,765	205,035	8,730	218,891	210,674	8,217	223,747	216,083	7,664	107.54
群 馬 県	224,523	214,842	9,681	230,322	221,319	9,003	235,935	227,325	8,610	241,341	233,122	8,219	107.49
埼 玉 県	512,758	492,669	20,089	538,046	520,272	17,774	566,594	550,353	16,241	599,645	585,012	14,633	116.95
千 葉 県	491,698	474,549	17,149	512,675	497,469	15,206	536,649	523,203	13,446	564,148	552,350	11,798	114.73
東 京 都	1,065,045	1,047,097	17,948	1,107,296	1,092,641	14,655	1,154,351	1,141,742	12,609	1,205,535	1,194,674	10,861	113.19
神 奈 川 県	681,840	666,441	15,399	713,305	700,866	12,439	748,894	738,293	10,601	788,569	779,540	9,029	115.65
新 潟 県	321,027	311,767	9,260	328,297	320,441	7,856	334,592	327,554	7,038	342,829	336,626	6,203	106.79
富 山 県	145,115	137,043	8,072	148,997	140,992	8,005	152,173	144,147	8,026	156,070	148,411	7,659	107.55
石 川 県	135,931	129,431	6,500	139,026	133,151	5,875	141,443	135,912	5,531	144,702	139,639	5,063	106.45
福 井 県	104,401	100,314	4,087	106,726	103,107	3,619	108,325	105,058	3,267	110,685	107,826	2,859	106.02
山 梨 県	107,371	104,007	3,364	109,317	106,403	2,914	111,392	108,845	2,547	113,090	110,811	2,279	105.33
長 野 県	299,699	287,325	12,374	304,937	294,086	10,851	310,256	300,668	9,588	314,970	306,467	8,503	105.10
岐 阜 県	233,504	223,161	10,343	239,354	230,533	8,821	246,387	238,646	7,741	253,131	246,258	6,873	108.41
静 岡 県	406,009	390,766	15,243	417,696	404,378	13,318	430,948	419,136	11,812	442,991	432,515	10,476	109.11
愛 知 県	614,046	572,965	41,081	640,989	599,339	41,650	669,747	628,076	41,671	698,070	657,280	40,790	113.68
三 重 県	209,846	202,088	7,758	215,921	208,957	6,964	221,849	215,484	6,365	228,259	222,486	5,773	108.77
滋 賀 県	133,613	128,079	5,534	137,195	132,299	4,896	140,969	136,505	4,464	145,010	140,930	4,080	108.53
京 都 府	268,774	256,039	12,735	276,376	265,479	10,897	284,267	274,437	9,830	293,454	284,781	8,673	109.18
大 阪 府	723,702	695,662	28,040	755,953	729,678	26,275	790,458	766,049	24,409	828,471	806,232	22,239	114.48
兵 庫 県	559,032	534,370	24,662	577,348	555,056	22,292	596,117	575,165	20,952	617,102	597,895	19,207	110.39
奈 良 県	143,531	137,483	6,048	147,869	142,344	5,525	153,041	147,860	5,181	158,335	153,519	4,816	110.31
和 歌 山 県	135,058	129,213	5,845	138,058	132,574	5,484	141,072	135,845	5,227	143,695	138,901	4,794	106.40
鳥 取 県	82,848	79,788	3,060	84,302	81,661	2,641	85,656	83,263	2,393	87,135	85,033	2,102	105.17
島 根 県	116,675	112,700	3,975	118,765	115,391	3,374	120,493	117,517	2,976	122,420	119,823	2,597	104.92
岡 山 県	237,395	230,418	6,977	243,154	237,128	6,026	247,698	242,267	5,431	253,560	248,692	4,868	106.81
広 島 県	320,846	308,184	12,662	329,797	317,317	12,480	338,535	326,415	12,120	347,956	336,372	11,584	108.45
山 口 県	205,887	195,452	10,435	209,458	200,759	8,699	213,417	205,900	7,517	217,393	210,811	6,582	105.59
徳 島 県	108,344	103,378	4,966	111,395	106,602	4,793	113,951	109,344	4,607	115,824	111,401	4,423	106.90
香 川 県	130,945	126,074	4,871	133,208	129,205	4,003	135,433	131,986	3,447	138,093	135,120	2,973	105.46
愛 媛 県	193,906	186,325	7,581	198,105	191,333	6,772	202,263	195,874	6,389	206,106	200,269	5,837	106.29
高 知 県	114,346	110,092	4,254	116,442	112,638	3,804	118,433	115,011	3,422	119,714	116,612	3,102	104.69
福 岡 県	514,096	485,586	28,510	529,822	502,047	27,775	545,541	518,393	27,148	560,859	534,807	26,052	109.10
佐 賀 県	107,982	104,082	3,900	110,185	106,752	3,433	112,630	109,545	3,085	114,266	111,520	2,746	105.82
長 崎 県	186,878	181,941	4,937	191,434	187,257	4,177	195,803	192,243	3,560	199,287	196,273	3,014	106.64
熊 本 県	243,228	233,695	9,533	248,130	239,868	8,262	253,919	246,559	7,360	258,727	252,282	6,445	106.37
大 宮 府	159,547	154,165	5,382	163,259	158,704	4,555	167,316	163,377	3,939	170,509	167,145	3,364	106.87
宮 崎 県	147,453	142,447	5,006	151,066	146,739	4,327	155,562	151,746	3,816	159,045	155,510	3,535	107.86
鹿 児 島 県	246,212	234,114	12,098	249,900	239,575	10,325	253,908	244,989	8,919	256,336	248,750	7,586	104.11
沖 縄 県	107,392	102,369	5,023	111,533	107,340	4,193	115,605	112,013	3,592	119,756	116,623	3,133	111.51

○ 医療給付費の年度別比較

			平成21年度決算			平成22年度決算			平成23年度決算見込		
			給付額	1人当たり	(伸率)	給付額	1人当たり	(伸率)	給付額	1人当たり	(伸率)
現物 給付	医科	入院	327,819,086,114	428,000	(113.35%)	362,796,040,313	452,621	(105.75%)	384,862,457,717	458,038	(101.20%)
		入院外	226,832,667,324	296,152	(110.05%)	235,893,619,591	294,299	(99.37%)	250,277,173,176	297,864	(101.21%)
	歯科	入院	345,183,033	451	(107.98%)	439,930,589	549	(121.79%)	491,167,746	585	(106.50%)
		入院外	28,412,511,566	37,095	(111.57%)	31,232,045,360	38,965	(105.04%)	34,015,023,067	40,482	(103.89%)
	調剤	90,113,688,429	117,652	(117.62%)	96,994,897,432	121,010	(102.85%)	108,226,996,544	128,805	(106.44%)	
	食事 生活	医科	15,621,414,541	20,395	(111.86%)	16,645,580,361	20,767	(101.82%)	17,334,735,394	20,631	(99.34%)
		歯科	11,324,935	15	(106.96%)	13,696,560	17	(115.57%)	14,869,960	18	(103.57%)
訪問看護	2,131,095,287	2,782	(128.58%)	2,437,846,566	3,041	(109.31%)	2,705,942,120	3,220	(105.89%)		
現金 給付	療養	731,848,264	956	(111.78%)	799,856,824	998	(104.44%)	941,645,969	1,121	(112.30%)	
	柔道整復	15,671,526,113	20,461	(113.73%)	15,594,449,373	19,456	(95.09%)	15,933,267,044	18,963	(97.47%)	
	あんま・マッサージ	3,027,604,129	3,953	(125.30%)	3,117,160,447	3,889	(98.38%)	3,330,686,097	3,964	(101.93%)	
	はり・灸	3,701,107,911	4,832	(130.23%)	4,094,025,813	5,108	(105.70%)	4,596,514,130	5,470	(107.10%)	
	高額療養費	9,404,050,183	12,278	(143.70%)	9,710,121,520	12,114	(98.67%)	10,308,074,720	12,268	(101.27%)	
	高額介護合算	516,478,733	674	(—)	610,693,495	762	(112.99%)	631,431,811	751	(98.63%)	
合 計	724,339,586,562	945,697	(113.25%)	780,379,964,244	973,596	(102.95%)	833,669,985,495	992,180	(101.91%)		

被保険者数		765,932			801,544			840,241	
-------	--	---------	--	--	---------	--	--	---------	--

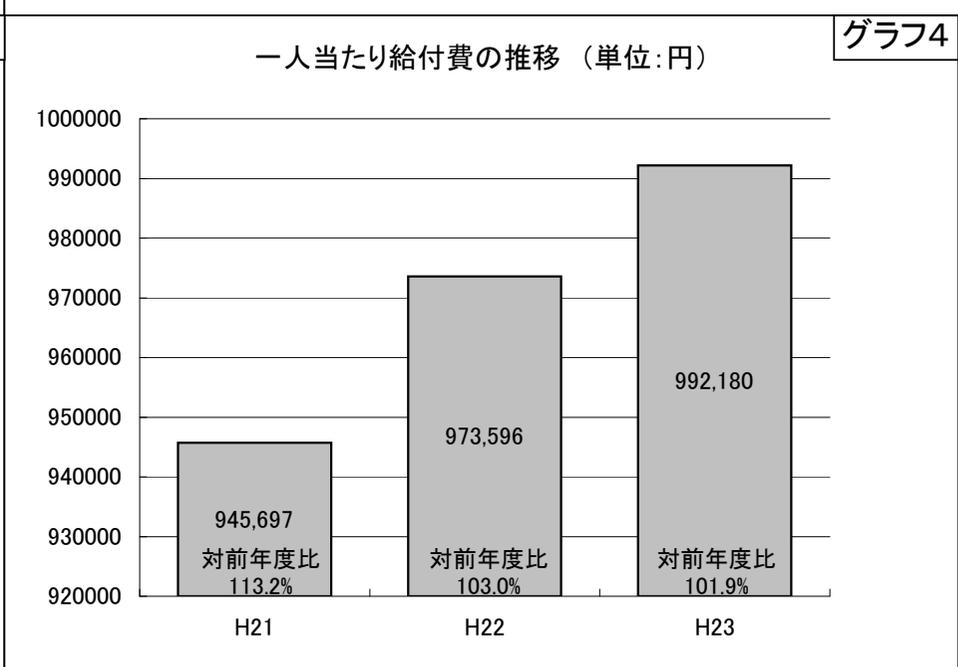
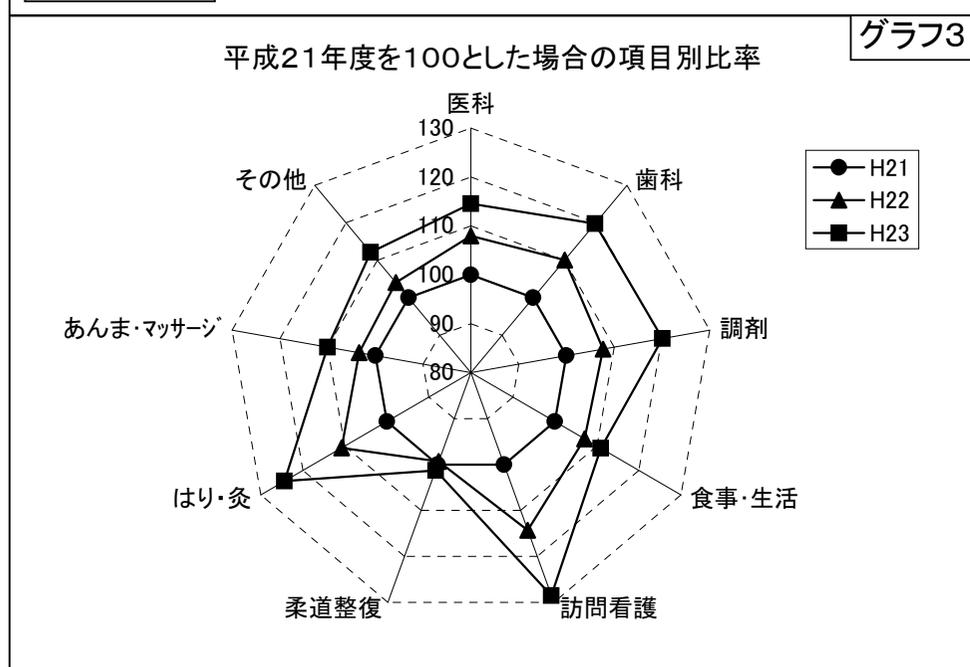
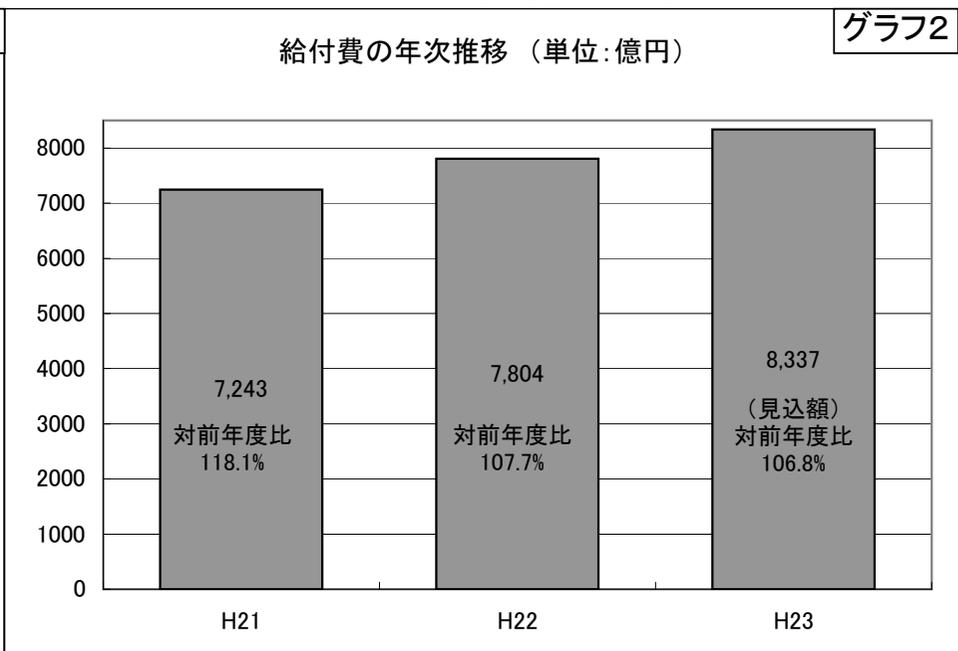
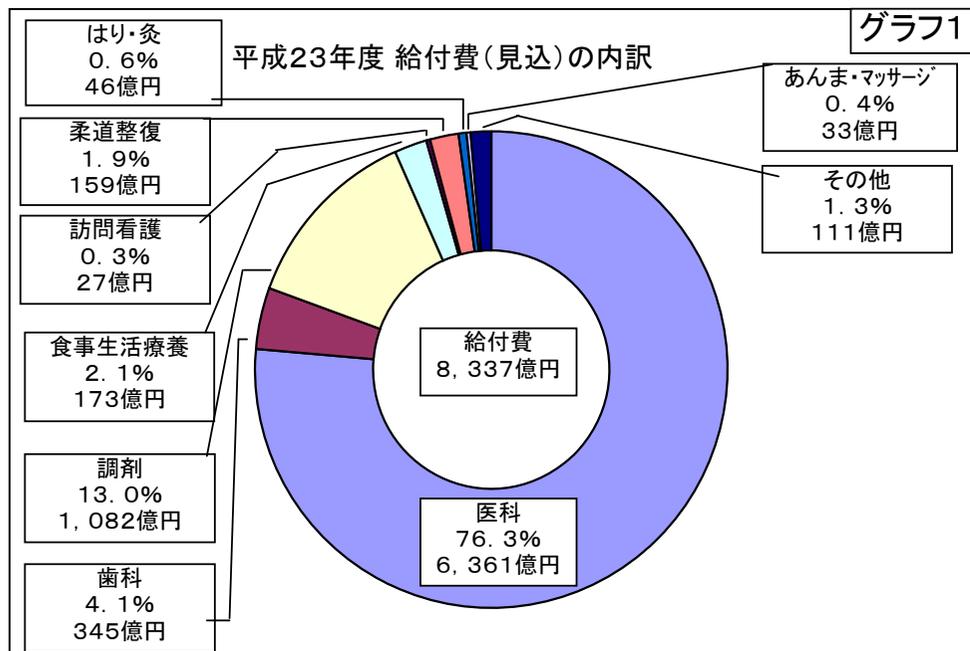
(注) : 給付費は3月診療から翌年2月診療の合計
 平成23年度は11月支払い実績(9月診療分)に基づく見込額
 被保険者数は、3月から翌年2月の平均

現物給付

	入院(食事・生活療養含む)				入院外				調剤+訪問看護			
	給付額	合計額に占る割合	1人当たり	伸率	給付額	合計額に占る割合	1人当たり	伸率	給付額	合計額に占る割合	1人当たり	伸率
平成21年度	343,797,008,623	0.48	448,861	(113.27%)	255,245,178,890	0.35	333,248	(110.22%)	92,244,783,716	0.13	120,435	(117.85%)
平成22年度	379,895,247,823	0.49	473,954	(105.59%)	267,125,664,951	0.34	333,264	(100.00%)	99,432,743,998	0.13	124,052	(103.00%)
平成23年度	402,703,230,817	0.48	479,271	(101.12%)	284,292,196,243	0.34	338,346	(101.52%)	110,932,938,664	0.13	132,025	(106.43%)

医療給付費の状況

(注): 給付費は3月診療から翌年2月診療の合計



○ 平成23年度健康診査受診状況（平成23年11月末現在）

No.	市町村名	被保険者数	個別健診	集団健診	人間ドック	合計	受診率	◎参考 平成22年度11月末 現在受診率	◎参考 平成22年度 受診率
1	大阪市	260,636	20,932	820	437	22,189	8.51%	8.76%	12.61%
2	堺市	78,456	9,446	0	323	9,769	12.45%	12.43%	17.98%
3	岸和田市	19,732	2,282	0	34	2,316	11.74%	11.32%	16.41%
4	豊中市	36,813	5,474	94	213	5,781	15.70%	14.30%	22.93%
5	池田市	10,545	2,515	0	33	2,548	24.16%	21.67%	48.37%
6	吹田市	30,766	7,021	0	72	7,093	23.05%	23.19%	38.11%
7	泉大津市	6,703	1,123	0	14	1,137	16.96%	15.90%	23.48%
8	高槻市	34,656	5,694	0	174	5,868	16.93%	17.05%	26.93%
9	貝塚市	8,616	928	0	8	936	10.86%	11.63%	19.72%
10	守口市	14,224	521	924	16	1,461	10.27%	9.79%	17.09%
11	枚方市	34,012	3,827	0	112	3,939	11.58%	11.38%	17.73%
12	茨木市	21,706	3,012	142	33	3,187	14.68%	13.78%	24.43%
13	八尾市	25,674	2,795	0	87	2,882	11.23%	11.83%	19.75%
14	泉佐野市	9,965	1,151	0	21	1,172	11.76%	12.17%	18.26%
15	富田林市	11,959	2,265	0	95	2,360	19.73%	20.17%	32.53%
16	寝屋川市	20,697	4,320	0	46	4,366	21.09%	21.60%	35.10%
17	河内長野市	12,264	2,092	0	27	2,119	17.28%	17.29%	28.33%
18	松原市	11,905	1,352	0	36	1,388	11.66%	10.97%	17.19%
19	大東市	10,099	1,424	0	18	1,442	14.28%	14.12%	25.72%
20	和泉市	14,206	2,349	0	52	2,401	16.90%	17.59%	27.25%
21	箕面市	11,433	1,960	0	186	2,146	18.77%	18.58%	30.34%
22	柏原市	6,795	874	0	21	895	13.17%	12.83%	24.82%
23	羽曳野市	11,895	2,002	0	81	2,083	17.51%	17.36%	26.18%
24	門真市	10,369	1,654	0	9	1,663	16.04%	16.29%	24.75%
25	摂津市	6,183	499	170	3	672	10.87%	11.99%	17.69%
26	高石市	6,109	802	0	20	822	13.46%	13.15%	18.87%
27	藤井寺市	6,654	950	0	25	975	14.65%	14.68%	28.77%
28	東大阪市	45,158	5,237	0	103	5,340	11.83%	11.26%	16.61%
29	泉南市	5,985	612	0	50	662	11.06%	11.08%	17.74%
30	四條畷市	4,349	518	0	12	530	12.19%	12.16%	21.52%
31	交野市	6,507	653	0	14	667	10.25%	10.25%	16.06%
32	大阪狭山市	5,238	687	0	7	694	13.25%	12.22%	21.59%
33	阪南市	5,538	500	0	8	508	9.17%	9.70%	14.10%
34	島本町	2,815	289	0	5	294	10.44%	10.09%	15.45%
35	豊能町	2,581	538	0	23	561	21.74%	22.15%	43.56%
36	能勢町	1,744	28	266	5	299	17.14%	26.20%	30.55%
37	忠岡町	1,920	228	0	4	232	12.08%	12.07%	17.11%
38	熊取町	3,641	308	0	9	317	8.71%	8.98%	15.01%
39	田尻町	842	128	0	1	129	15.32%	11.75%	17.26%
40	岬町	2,515	168	11	2	181	7.20%	9.00%	12.58%
41	太子町	1,372	214	0	12	226	16.47%	13.00%	24.19%
42	河南町	1,995	234	0	5	239	11.98%	5.66%	22.63%
43	千早赤阪村	891	144	0	3	147	16.50%	16.42%	25.71%
合計		826,163	99,750	2,427	2,459	104,636	12.67%	12.60%	19.79%

※被保険者数は平成23年4月1日現在

○ 平成22年度 全国健診受診率

都道府県名	被保険者数 A	受診者数 B	対象外数 C	受診率 B/(A-C)
北海道	667,265	61,138	55,777	10.0%
青森県	179,150	27,145	13,971	16.4%
岩手県	193,843	36,680	80,291	32.3%
宮城県	263,272	61,329	0	23.3%
秋田県	175,673	25,234	0	14.4%
山形県	183,374	26,361	21,272	16.3%
福島県	275,972	41,204	0	14.9%
茨城県	317,637	49,180	0	15.5%
栃木県	218,609	47,129	7,174	22.3%
群馬県	235,719	81,028	0	34.4%
埼玉県	564,410	157,917	0	28.0%
千葉県	535,227	140,750	18,354	27.2%
東京都	1,150,922	581,064	33,886	52.0%
神奈川県	746,227	169,893	0	22.8%
新潟県	334,143	66,700	0	20.0%
富山県	152,042	55,739	0	36.7%
石川県	141,249	37,072	9,232	28.1%
福井県	108,125	15,379	0	14.2%
山梨県	111,261	15,049	3,755	14.0%
長野県	310,027	66,524	18,592	22.8%
岐阜県	245,884	30,070	0	12.2%
静岡県	430,086	94,786	19,609	23.1%
愛知県	667,728	205,223	0	30.7%
三重県	221,557	71,003	8,972	33.4%
滋賀県	140,805	29,557	24,314	25.4%
京都府	283,617	50,463	0	17.8%
大阪府	788,335	155,999	0	19.8%
兵庫県	595,116	74,517	31,484	13.2%
奈良県	152,726	24,746	0	16.2%
和歌山県	140,943	6,387	0	4.5%
鳥取県	85,566	17,206	0	20.1%
島根県	120,319	26,798	10,152	24.3%
岡山県	247,507	26,344	0	10.6%
広島県	338,169	20,968	65,623	7.7%
山口県	213,363	35,630	37,110	20.2%
徳島県	113,889	5,828	88,569	23.0%
香川県	135,423	44,342	0	32.7%
愛媛県	206,104	16,198	26,283	9.0%
高知県	118,334	4,824	74,003	10.9%
福岡県	544,942	26,131	381,459	16.0%
佐賀県	112,636	11,434	7,755	10.9%
長崎県	196,099	21,025	38,956	13.4%
熊本県	253,790	22,423	0	8.8%
大分県	167,164	35,448	0	21.2%
宮崎県	155,425	26,861	24,096	20.5%
鹿児島県	253,933	34,655	0	13.6%
沖縄県	115,393	30,771	3,389	27.5%
合計	13,909,000	2,912,152	1,104,078	22.7%

※被保険者数は4月1日現在

○ ジェネリック医薬品（後発医薬品）差額通知について

○ 目 的

被保険者の高齢化や増加、医療の高度化等に伴い、医療費は年々増加しており、医療費の増加は保険財政に影響を与えることから、医療費適正化は厚生労働省においても推奨しているところです。

大阪府後期高齢者医療広域連合としましては、医療費適正化の一つとして、被保険者の負担額の軽減、保険財政の安定的な運営を目的としてジェネリック医薬品の利用差額通知事業を実施することといたしました。

○ 内 容

① 差額通知送付日

平成24年1月6日（金）

② 送付対象者

- ・ 主に生活習慣病など慢性疾患用医薬品を長期（14日以上）処方された方で、ジェネリック医薬品を利用した場合の差額合計が500円以上の方。

③ 送付数

約11,000通

④ 送付内容

- ・ 差額通知
- ・ A4カラー 両面刷りリーフレット（お知らせ）

⑤ 問い合わせ対応

- ・ 民間業者委託によるコールセンターを設置
平成24年1月6日（通知発送日）～3月31日まで
※平日9時～17時30分

⑥ その他

このリーフレットをもとに、全被保険者を対象としたジェネリック医薬品の利用促進リーフレットを作成し、配布の予定。

お薬代負担軽減のご案内

～ジェネリック医薬品(後発医薬品)を利用してみませんか?～

「お知らせ」の目的

ジェネリック医薬品の正しい情報を提供し、被保険者の皆様の選択肢を広げることにより、お薬代の負担の軽減や医療保険財政の改善につなげることを目的としております。必ず切り替えなければならないものではありません。

送付対象者(すべての被保険者の方にお送りしているものではありません。)

- ① 主に生活習慣病等の医薬品を処方されている方
- ② 長期にわたって処方されている方
- ③ お薬代が一定以上軽減される方

ジェネリック医薬品とは?

効き目や安全性が実証されているお薬(先発医薬品)と主成分が同一であることなどが審査され、国から製造・販売が承認された安価なお薬です。

ポイント 先発医薬品より安価で経済的です

先発医薬品とジェネリックの開発コスト



開発期間が短く、開発コストが抑えられるのでお薬代が安くできます。

(注1)先発医薬品と色・大きさ・形などが異なる場合があります。

(注2)使用できる病気(効能)が異なるなどの理由で切り替えることができない場合があります。

ご理解を!

- すべての先発医薬品に対して、ジェネリック医薬品があるわけではありません。
- 医療機関・薬局で常備できる医薬品には限りがあります。医薬品によっては、取り寄せるなどご用意するのに時間がかかることがあります。

ジェネリック医薬品に切り替えるには?

かかりつけの医師または薬剤師にご相談ください。
※処方せんの「変更不可」欄に医師のサインがなければ、薬局で変更できます。

病院・診療所にて...

先生、このお薬はジェネリックに変えられますか?

はい、この薬なら変えられますよ。



または

薬局にて...

処方せんはこれですが、ジェネリックに変えられますか?

3種類のお薬が出てますね。2種類はジェネリックにできますよ。



わからないときは?

お問い合わせください。(通話無料)



0120-433-400
(FAX 0120-775-323)

○ 高額療養費の外来診療現物給付化について

○ 目的

被保険者の負担の軽減を図るものとして、高額療養費制度が施行されています。

近年、医療の高度化等に伴い、外来診療分においても窓口負担分が高額になりつつあります。

そのため、従来の入院診療と同様に、外来診療においても、負担限度額を超える場合は負担限度額相当分のみお支払いいただき、被保険者の負担の軽減を図ることとなりました。

○ 内容

① 実施時期

平成24年4月1日

② 適用要件等

- ・ 同一月に同一医療機関等での窓口負担金が増加し負担限度額を超える場合。
※薬局におきましては、医療機関ごとで計算します。
- ・ 被保険者証に記載されている負担割合で計算いたしますが、低所得者の方は、負担限度額が低く設定されていますので、市町村窓口で交付される「限度額認定証」の提示が必要となります。

③ その他

- ・ 「限度額認定証」の提示がない場合、負担限度額に満たない場合は、従来どおりの高額療養費で後日支給いたします。
- ・ 周知方法といたしましては、市町村広報誌に掲載を依頼しておりますが、医療機関や市町村窓口用のポスターを作製する予定です。

高額な外来診療を受ける皆さまへ

平成24年4月1日から

**「認定証」などを提示すれば、
窓口での支払いが一定の金額にとどめられます**

お住まいの
市町村窓口へ



事前に
①認定証の申請



②認定証の交付

高額の外来診療を受けるとき



③被保険者証と
認定証を提示

窓口支払いが
一定上限額に(※)

病院・薬局など



(※)窓口支払いの上限額(月当たり)は、所得に応じて異なります。

平成24年4月1日から、被保険者の医療機関等での窓口負担を軽減するため、従来の入院診療に加え、外来診療についても、同一医療機関等での同月の窓口負担が自己負担限度額を超える場合は、高額療養費を事後に申請して受給する手続きに代えて、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめる取扱いができるようになりました。

高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などで
●70歳未満の方 ●70歳以上の非課税世帯等の方	加入する国民健康保険などに「認定証」(限度額適用認定証)の交付を申請をしてください	「被保険者証」と「認定証」を窓口で提示してください
70歳以上75歳未満で、 <u>非課税世帯等ではない方</u>	必要ありません	「被保険者証」と「高齢受給者証」を窓口で提示してください
75歳以上で、 <u>非課税世帯等ではない方</u>	必要ありません	「後期高齢者医療被保険者証」を窓口で提示してください

●「認定証」をお持ちの方で、「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの手続きになります。
(高額療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額が、後日、ご加入の市町村の国民健康保険または後期高齢者医療広域連合から支給されます。)

※平成24年3月31日までに交付を受けた「認定証」は、引き続き有効期限までお使いになれます。
なお、入院につきましては、従来どおりです。

事前の申請など詳細は、お住まいの市町村の国民健康保険担当、後期高齢者医療制度担当または大阪府後期高齢者医療広域連合までお問い合わせください。

○ 後期高齢者医療制度における第3期（平成24・25年度）保険料率の算定方法の概要等

【保険料率の算定方法】

後期高齢者医療制度における保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、2年を通じて財政の均衡を保つよう、次のように算定します。

※枠内の金額は、第1回目の試算数値(2年間の平均)で作成【伸び率14.67%】。

医療給付費など、後期高齢者医療制度の給付等に必要経費 【約9,401億円】	－	国庫負担金及び都道府県・市町村負担金(公費約5割)、現役世代からの支援金(約4割)等の収入 【約8,357億円】	=	保険料収納必要額 【約1,044億円】
--	---	---	---	------------------------

保険料収納必要額 【約1,044億円】	÷	予定保険料収納率 【99%】	+	保険料減免額 【約9千万円】	=	保険料賦課総額 【約1,055億円】
------------------------	---	-------------------	---	-------------------	---	-----------------------

保険料賦課総額	被保険者均等割総額(※1) 【約498億円】	÷	被保険者数 【約90万人】	=	被保険者均等割額 【55,308円】
	所得割総額(※2) 【約557億円】	÷	被保険者の基礎控除後の総所得金額等【約4,828億円】	=	所得割率 【11.55%】

※1 被保険者均等割総額 = 保険料賦課総額 ÷ (1+所得係数(※3))

※2 所得割総額 = 被保険者均等割総額 × 所得係数(※3)

※3 所得係数 = 被保険者の当広域連合一人当たり所得 ÷ 全国の被保険者の一人当たり所得
= 1.11916447339

【各都道府県広域連合により保険料率が異なる主な理由】

- (1) 一人当たりの医療給付費水準の違い
- (2) 各都道府県広域連合の被保険者の所得水準の違い(調整交付金の影響)

【大阪府後期高齢者医療広域連合の保険料率】

年度	均等割額(年額)	所得割率	限度額
平成20・21年度	47,415円	8.68%	50万円
平成22・23年度	49,036円	9.34%	50万円

- ・均等割額の軽減措置(世帯の所得水準に応じ、9割・8.5割・5割・2割軽減)
- ・所得割額の軽減措置(賦課のもととなる所得金額に応じ、5割軽減)
- ・被扶養者であった方の軽減措置(均等割額9割軽減、所得割額は賦課なし)

○ 平成24年度及び25年度の保険料率の増加抑制について

【現行保険料と第1回目の試算結果】

現行の保険料 (平成22年度 及び23年度)	軽減後一人当たり平均保険料額 (平成22年度・23年度の平均)	均等割額	所得割率	(参考)軽減前一人当 たり平均保険料額
	79,515円(※79,678円)	49,036円	9.34%	104,667円

※実績等による変更

いわゆる自然増:約7.7%

【保険料が増加する要素】

- ・後期高齢者負担率の増(10.26%→10.51%、約2.4%増)
- ・一人当たり医療給付費の増(平成24年度:約2.6%増、平成25年度:約2.6%増)
- ・前回改定時における保険料増加抑制の措置による影響(約6%増) 等

第1回目の試算	伸び率	軽減後一人当たり平 均保険料額	均等割額	所得割率	(参考)軽減前一人当 たり平均保険料額
	14.67%	91,176円 (+11,661円)	55,308円 (+6,272円)	11.55% (+2.21%)	117,206円

(参考)後期高齢者負担率
若し人口の減少による若人一人当たりの負担増に対し、若人減少率の内1/2の割合について高齢者の負担率を引き上げ、若人からの支援金を調整するもの。

【保険料の増加抑制】

保険料の増加抑制 ①

【一人当たり医療給付費の精査(各年度、約2.6%増→約2.4%増(▲0.2%)等】

- ・一人当たり医療給付費の減(平成24年度:約2.4%増、平成25年度:約2.4%増)
- ・調整交付金の基礎数値等の変更、賦課限度額の改定(別紙参照) 等

① 医療給付費の精査等	伸び率	軽減後一人当たり平 均保険料額	均等割額	所得割率	(参考)軽減前一人当 たり平均保険料額
	12.11%	89,326円	54,382円	10.81%	114,850円

保険料の増加抑制 ②

【剰余金50億円の活用】

- ・平成23年度財政収支の精査等による剰余金の活用(50億円)

② 剰余金の活用	伸び率	軽減後一人当たり平 均保険料額	均等割額	所得割率	(参考)軽減前一人当 たり平均保険料額	剰余金
	9.42%	87,185円	53,054円	10.48%	112,045円	50億円

- 前回改定時のような、国から具体的な抑制数値が示されない状況。
- 当広域連合における現行の保険料は他の都道府県に比し高水準。
- 全国の試算結果(年末時点)の平均増加率が約6%にとどまっており、財政安定化基金の活用がなければ大幅な保険料の負担増となる。

保険料の増加抑制 ③

【財政安定化基金交付金約46億円の活用】

- ・財政安定化基金について各年度賦課総額の3%を残した全額の取崩しによる活用

③ 財政安定化基金交付金の活用	伸び率	軽減後一人当たり平 均保険料額	均等割額	所得割率	(参考)軽減前一人当 たり平均保険料額	剰余金	財政安定化基金交付金
	6.89%	85,171円 (+5,493円)	51,828円 (+2,792円)	10.17% (+0.83%)	109,457円	50億円	約46億円
						合計:約96億円	

○ 保険料の賦課限度額の改定について

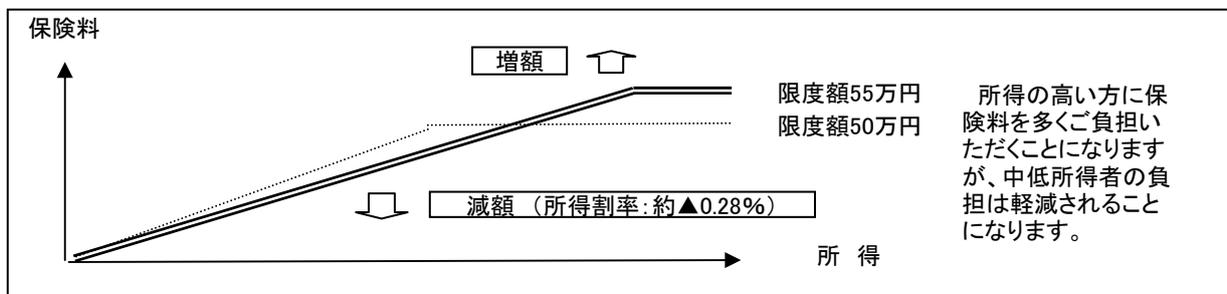
○高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成24年1月20日公布、4月1日施行)

後期高齢者医療制度において、中低所得者の保険料負担の軽減を図るため、保険料の賦課限度額を引き上げる。

賦課限度額 50万円 ⇒ 55万円

国・改正政令案のパブリックコメントの実施
(平成23年11月25日～平成23年12月24日)

【賦課限度額の改定と保険料の関係】



(参考1) 賦課限度額の推移(国基準)

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成20年度からの増減
後期高齢者医療		50万円			《55万円》			+5万円
国保	医療分保険料	47万円		50万円	51万円	(据置)	未定	+6万円
	後期高齢者支援金分保険料	12万円		13万円	14万円	(据置)	未定	
	医療・後期高齢分保険料合計 (対前年度増加額)	59万円		63万円 (+4万円)	65万円 (+2万円)	(据置)	未定	
	(参考) 介護分保険料	9万円	10万円	12万円	(据置)	未定	+3万円	

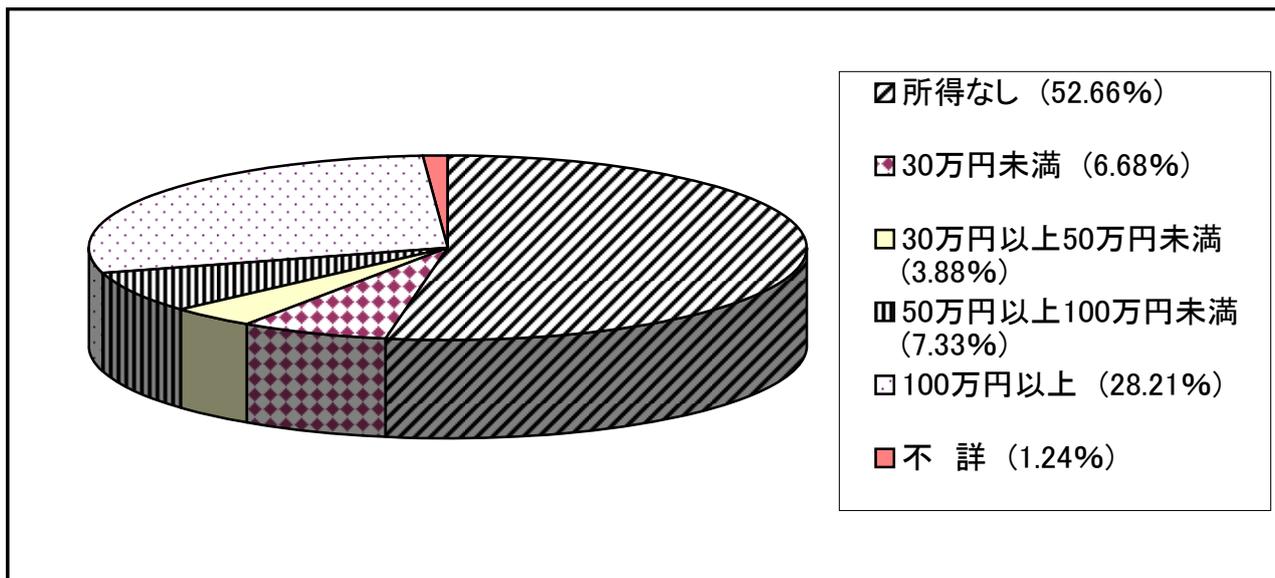
(参考2) 大阪府広域連合における所得階層別被保険者数(平成22年度)

(参考)年金収入の場合(万円)	所得額 (万円)	被保険者数	構成割合	
120万円以下	所得なし	421,814	52.66%	均等割額のみ賦課 (約6割)
120万円超150万円未満	30万円未満	53,512	6.68%	
150万円以上170万円未満	30万円以上50万円未満	31,079	3.88%	
170万円以上220万円未満	50万円以上100万円未満	58,737	7.33%	均等割額及び所得割額を賦課 (約4割)
220万円以上270万円未満	100万円以上150万円未満	61,587	7.69%	
270万円以上320万円未満	150万円以上200万円未満	63,830	7.97%	
320万円以上383万円未満	200万円以上250万円未満	43,933	5.48%	
383万円以上445万円未満	250万円以上300万円未満	15,028	1.88%	
445万円以上563万円未満	300万円以上400万円未満	13,795	1.72%	
563万円以上681万円未満	400万円以上500万円未満	7,084	0.88%	
681万円以上901万円未満	500万円以上700万円未満	7,323	0.91%	
901万円以上1216万円未満	700万円以上1000万円未満	5,232	0.65%	賦課限度超過者は現在約2万人 給与収入の場合約700万円以上の被保険者が該当(約2.4%)
1216万円以上	1000万円以上	8,097	1.01%	
不詳		9,963	1.24%	
合計		801,014	100%	

※所得額別被保険者数は、厚生労働省「平成22年度 後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告」による。

※年金収入額の330万以上は、1万円未満の端数が生じるため四捨五入して表示。

【所得階層別被保険者割合】



※厚生労働省「平成22年度 後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告」による。

○ (参考) 年間保険料額

(1) 単身世帯(収入は年金のみ)の場合

平成23年度

被保険者均等割額=49,036円 所得割率=9.34%

年金収入額		80万円	168万円	203万円	211万円	300万円
所得額	公的年金等控除額(120万円)	0円	48万円	83万円	91万円	180万円
基礎控除後の総所得金額等	基礎控除額(33万円)	0円	15万円	50万円	58万円	147万円
軽減前の所得割額		0円	14,010円	46,700円	54,172円	137,298円
所得割額の軽減割合			5割軽減	5割軽減	5割軽減	
軽減後の所得割額 ①		0円	7,005円	23,350円	27,086円	137,298円
被保険者均等割額の軽減割合		9割軽減	8.5割軽減	2割軽減		
軽減後の被保険者均等割額 ②		4,903円	7,355円	39,228円	49,036円	49,036円
保険料総額(円) ①+②		4,903円	14,360円	62,578円	76,122円	186,334円



単身世帯(収入は年金のみ)の場合

平成24年度

被保険者均等割額=51,828円 所得割率=10.17%

年金収入額		80万円	168万円	203万円	211万円	300万円
所得額	公的年金等控除額(120万円)	0円	48万円	83万円	91万円	180万円
基礎控除後の総所得金額等	基礎控除額(33万円)	0円	15万円	50万円	58万円	147万円
軽減前の所得割額		0円	15,255円	50,850円	58,986円	149,499円
所得割額の軽減割合			5割軽減	5割軽減	5割軽減	
軽減後の所得割額 ①		0円	7,627円	25,425円	29,493円	149,499円
被保険者均等割額の軽減割合		9割軽減	8.5割軽減	2割軽減		
軽減後の被保険者均等割額 ②		5,182円	7,774円	41,462円	51,828円	51,828円
保険料総額(円) ①+②		5,182円	15,401円	66,887円	81,321円	201,327円
増加額	年額	279円	1,041円	4,309円	5,199円	14,993円
	(月額)	(23円)	(87円)	(359円)	(433円)	(1,249円)

(2) 後期高齢者夫婦二人世帯(収入は年金のみ)の場合 平成23年度

被保険者均等割額=49,036円 所得割率=9.34%

●妻の年金収入額79万円は、基礎年金額を例としています。

年金収入額	夫	80万円	168万円	192.5万円	238万円	300万円
	妻	79万円	79万円	79万円	79万円	79万円
所得額 <small>公的年金等控除額(120万円)</small>	夫	0円	48万円	72.5万円	118万円	180万円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円
基礎控除後の 総所得金額等 <small>基礎控除額(33万円)</small>	夫	0円	15万円	39.5万円	85万円	147万円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円
軽減前の 所得割額	夫	0円	14,010円	36,893円	79,390円	137,298円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円
所得割額の 軽減割合	夫		5割軽減	5割軽減		
	妻					
軽減後の 所得割額 ①	夫	0円	7,005円	18,446円	79,390円	137,298円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円
被保険者均等割額の軽減割合			9割軽減	8.5割軽減	5割軽減	2割軽減
軽減後の被保険者 均等割額 ②	夫	4,903円	7,355円	24,518円	39,228円	49,036円
	妻	4,903円	7,355円	24,518円	39,228円	49,036円
保険料総額(円) ①+②	夫	4,903円	14,360円	42,964円	118,618円	186,334円
	妻	4,903円	7,355円	24,518円	39,228円	49,036円
	合計	9,806円	21,715円	67,482円	157,846円	235,370円



後期高齢者夫婦二人世帯(収入は年金のみ)の場合 平成24年度

被保険者均等割額=51,828円 所得割率=10.17%

●妻の年金収入額79万円は、基礎年金額を例としています。

年金収入額	夫	80万円	168万円	192.5万円	238万円	300万円
	妻	79万円	79万円	79万円	79万円	79万円
所得額 <small>公的年金等控除額(120万円)</small>	夫	0円	48万円	72.5万円	118万円	180万円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円
基礎控除後の 総所得金額等 <small>基礎控除額(33万円)</small>	夫	0円	15万円	39.5万円	85万円	147万円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円
軽減前の 所得割額	夫	0円	15,255円	40,171円	86,445円	149,499円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円
所得割額の 軽減割合	夫		5割軽減	5割軽減		
	妻					
軽減後の 所得割額 ①	夫	0円	7,627円	20,085円	86,445円	149,499円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円
被保険者均等割額の軽減割合			9割軽減	8.5割軽減	5割軽減	2割軽減
軽減後の被保険者 均等割額 ②	夫	5,182円	7,774円	25,914円	41,462円	51,828円
	妻	5,182円	7,774円	25,914円	41,462円	51,828円
保険料総額(円) ①+②	夫	5,182円	15,401円	45,999円	127,907円	201,327円
	妻	5,182円	7,774円	25,914円	41,462円	51,828円
	合計	10,364円	23,175円	71,913円	169,369円	253,155円
増加額	年額	558円	1,460円	4,431円	11,523円	17,785円
	(月額)	(47円)	(122円)	(369円)	(960円)	(1,482円)

○ 第二次広域計画の作成について

■ 広域計画について

広域計画については、地方自治法第291条の7、第1項に「広域連合設立後、速やかに議会の議決を経て、広域計画を作成しなければならない。」と規定され、また、第6項では「広域計画を変更しようとするときは、その議会の議決を経なければならない。」と規定されている。

広域計画に記載すべき内容として、広域連合規約第5条には、次の項目を記載することを明記している。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

■ 広域計画の期間及び改定について

広域計画（第一次）では「広域計画の期間は、平成19年度からの5年間とし、その後、5年を単位に改定します。」と規定しているため、平成24年度からの第二次広域計画を作成する。

■ 第二次広域計画の改定スケジュールについて

年	月	取組内容
23	10	 ○「第二次広域計画（素案）」の作成
	11	 ◆「同（素案）」を基にパブリックコメントを実施 （意見募集期間は 11/14～12/13）
	12	○パブリックコメントの意見集約 （意見集約後に公表）
24	1	 ○「第二次広域計画（案）」の作成
	2	 ○各関係機関等に提示 ■『広域連合議会』において承認（議決）
	3	 ○公表及び各関係機関等への送付・提出

大阪府後期高齢者医療広域連合
第二次広域計画（案）

平成24年 月

大阪府後期高齢者医療広域連合

I 広域計画の趣旨

我が国の医療保険制度は、「いつでも、どこでも、誰でも安心して医療を受けることができる」という国民皆保険制度として、長い歴史をかけて構築されてきました。しかしながら、急速な高齢化の進展や医療費の増大、経済成長の停滞等により保険財政が悪化してきたことなどから、医療保険制度の再構築のあり方に関する議論が続けられ、平成18年6月、健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、急速な少子高齢化に伴う超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の一環として、後期高齢者医療制度が創設され、平成20年4月からスタートしました。

大阪府においては、平成19年1月17日に大阪府知事の許可を受け、同日付で、大阪府後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）を設立し、その後、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7第1項の規定に基づき、同年7月に広域連合議会の議決を経て、平成19年度から平成23年度末までの大阪府後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「第一次広域計画」という。）を作成しました。

広域連合は、これまで、第一次広域計画に基づき、国及び大阪府の指導の下、関係市町村と連携協力し、円滑な事業運営を進めてまいりました。

さらに継続して後期高齢者医療制度を安定的かつ円滑に運営するため、平成24年度からの大阪府後期高齢者医療広域連合第二次広域計画（以下「第二次広域計画」という。）を作成するものです。

第二次広域計画には、広域連合規約第5条の規定により、次の項目について記載します。

- （1）後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること
- （2）広域計画の期間及び改定に関すること

Ⅱ 後期高齢者医療制度の現状と課題

後期高齢者医療制度は、平成20年4月にスタートしましたが、当初、制度内容の周知不足などにより数多くの問い合わせや意見が寄せられました。

そのため、国、都道府県、広域連合及び市町村は相互に連携し、制度の説明会の実施や広報の充実などを図り、被保険者や府民の理解が得られるように取り組んでまいりました。

さらに、国においては、被保険者をはじめとする国民の理解を得るため、保険料の均等割額の9割軽減等の負担軽減措置を講じるなど、順次制度の見直しが行われるとともに、広域連合においても、このような国の施策に的確に対応しつつ、制度の安定的運営に努めてきたところです。

また、大阪府の総人口は、平成22年10月1日現在、約8,863千人となっており、そのうち75歳以上の後期高齢者は、約821千人になっています。総人口に占める後期高齢者の割合は、9.3パーセントであり、全国平均の11.2パーセントと比較すると、1.9ポイント低くなっています。

しかしながら、平成20年10月1日時点と比較すると、後期高齢者が約767千人から、約7パーセント、54千人増加するとともに、総人口に占める後期高齢者の割合も、8.7パーセントから0.6ポイント上昇しています。また、一人当たりの後期高齢者医療費は、平成20年度から平成22年度まで全国4位という高い水準が続いており、全国平均との格差が広がっていく状況にあります。とりわけ、全国平均と比べると、通院に係る一人当たり医療費が入院より高くなっているのが特徴です。

一方、このようにより一層高齢化が進展する中で、国においては、後期高齢者医療制度の廃止を前提に、平成22年12月の高齢者医療制度改革会議で、新たな高齢者医療制度の創設に向けて、「最終とりまとめ」が示されました。

広域連合としましては、今後とも、新たな高齢者医療制度の創設に向けた国の動向を注視するとともに、大阪府は医療費が高い水準にあり、引き続き75歳になる高齢者が大幅に増える状況にありますが、被保険者が安心して医療が受けられ、地域で健康的な生活が送れるよう、現行制度の運営主体としてその役割を果たしていく必要があります。

(参考) 大阪府の状況

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
総人口 (A)	8,806千人	8,801千人	8,863千人
65歳以上人口 (B)	1,868千人	1,938千人	1,953千人
75歳以上人口 (C)	767千人	806千人	821千人
高齢化率 (B/A)	21.2%	22.0%	22.0%
75歳以上比率 (C/A)	8.7%	9.2%	9.3%
一人当たり後期高齢者医療費	1,011千円	1,031千円	1,059千円

※平成20年度及び21年度は、総務省の都道府県年齢別人口(10月1日現在)による。

※平成22年度は、国勢調査抽出速報集計による。

※一人当たり後期高齢者医療費は、平成20年度及び21年度は厚生労働省の後期高齢者医療事業年報、平成22年度は広域連合集計による。

Ⅲ 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務

1 基本方針

後期高齢者医療制度は、後期高齢者が安心して医療を受けることができるように、制度を安定的かつ円滑に運営するため、次の基本方針を定めます。

● 関係市町村との連携の強化

後期高齢者医療制度は、広域連合がその運営主体となりますが、窓口業務など一部の事務は関係市町村が実施します。関係市町村とより緊密な連携を図り、一層円滑な事業運営に努めます。

● 医療費の適正化の推進

医療費の増大が続く中、適切な医療の効率的な提供を図るには、医療費の適正化が最重要課題であり、適正化に向けた取組みを積極的に推進します。

● 財政運営の安定化

広域連合は、効率的で安定した財政運営を図るため、予算編成等においては、事務事業の見直しを徹底し、最小限の経費で最大限の効果が上がるよう取り組みます。

● 住民意見の反映と住民サービスの確保

被保険者をはじめ広く住民の意見を聴取し、制度運営に反映するよう努めるとともに、関係市町村との連携を図り、住民サービスの確保を図ります。

● 個人情報の適正管理

後期高齢者医療制度の運営に当たっては、広域連合と関係市町村の間で、住民基本台帳情報、課税情報及び医療情報のやりとりを行うことが不可欠となります。個人情報の取扱いに関しては、個人情報に関する保護規定やセキュリティポリシーに則り、広域連合と関係市町村において、厳格に管理します。

2 事業計画

(1) 被保険者の資格管理に関すること

関係市町村は、被保険者の資格の取得、喪失など異動の届出等の受付事務を行い、広域連合に送付します。

広域連合は、提供された情報をもとに、被保険者台帳により被保険者資格を管理するとともに、被保険者証その他の必要な証明書を被保険者に対して交付します。

短期有効期限被保険者証等の交付については、被保険者間の保険料負担の公平性、制度に対する信頼性を確保する観点から、適切に運用します。なお、一部負担金の負担割合の変更や広域外転出者等に係る旧被保険者証の回収については、引き続き回収に努めます。

(2) 医療給付に関すること

関係市町村は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第56条に規定する後期高齢者医療給付に関して、療養費、高額療養費等の支給申請等の受付事務を行い、申請等に関する情報を広域連合に送付します。

広域連合は、申請に対する支給決定等を行うとともに、給付情報を一元的に管理します。

また、後期高齢者医療給付の審査・支払及びレセプトの点検・保管、医療費通知の実施、重複・頻回受診訪問指導の実施、ジェネリック医薬品の普及促進、第三者行為等求償事務の実施、不正・不当利得への対応は、広域連合の責任において行います。

(3) 保険料の賦課徴収に関すること

関係市町村が保有する被保険者に係る課税情報をもとに、広域連合が保険料を賦課（軽減判定及び減免決定も含む。）します。なお、保険料率は、広域連合の区域内均一とし、概ね2年間を通じ、財政の均衡を保つことができます。

関係市町村は、保険料徴収及び保険料に関する申請の受付等の事務並びに滞納整理を行います。

保険料の収納確保は、負担の公平性の観点及び適正な制度運営の根幹にかかわる重要課題です。関係市町村は、収納率の向上に努めるとともに、広域連合は、収納対策実施計画の策定や収納担当者会議の開催のほか、大阪府とともに、必要に応じて関係市町村の取組みを支援し、保険料の収納確保に努めます。

(4) 保健事業に関すること

広域連合は、厚生労働大臣の示す指針を踏まえ、関係市町村や医療機関等と連携し、被保険者の健康の保持増進に必要な事業を行うよう努めます。

(5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

関係市町村は、(1) から (4) に記載する窓口事務に付随する事務を行います。

後期高齢者医療制度に関する住民からの相談や苦情への対応については、広域連合と関係市町村が緊密に連携して対応します。

また、住民に対する制度内容の周知・啓発については、各種広報媒体やホームページ、パンフレット等を活用し、広域連合と関係市町村が連携協力して行います。

IV 計画期間及び改定

第二次広域計画の期間は、平成24年度からの5年間とし、その後、5年を単位に改定します。

ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うこととします。